



e-Taxを始めよう!

～国税電子申告・納税システム
e-Taxとは～

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等)が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続には便利です。

e-Taxをご利用いただくメリット

- ・ 国税庁ホームページから電子申告
- ・ 自宅から国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信することができます。
- ・ 最高50000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高50000円の控除を受けることができます(平成19年分または20年分の確定申告で本控除を適用された方は、控除できません)。

・ 添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。

- ・ 還付金がスピーディー
- ・ 還付申告の早期処理をしています(3週間程度に短縮)。
- ・ 24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

e-Taxをご利用いただく前に ～お早めにご準備ください～

e-Taxの利用に際しては、電子証明書(手数料が必要ですが)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。電子証明書の取得については、市役所市民課(戸籍係) ☎63-5112へお問い合わせください。

もっと詳しい情報は e-Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にぜひご覧ください。

お問い合わせ 佐渡税務署総務課
☎74-3276(自動音声案内「2」を選択)

市消防本部からのお知らせ

◆「Eメール119番通報」のご案内

火災や救急などの災害が発生したときに、電話やFAXに加えEメール(携帯電話やインターネット端末機)での受付を開始します。

・ 開始日 12月1日(火)

・ 対象者 市内に居住、通勤、通学している方で、耳や言葉の不自由な方
・ 申込み 専用の申込書を用意してありますので、必要事項を記載し、メールに添付して送信するか、申込書を印刷して次の場所に提出してください。

市消防本部、各消防署、各分遣所、出張所

※消防本部のホームページに申込書様式と送信先を載せてあります。利用上の注意事項は、ホームページで確認ください。

ホームページアドレス <http://www.city.sado.niigata.jp/fire119/>

お問い合わせ 市消防本部通信指令室
☎51-0119 FAX52-5651

メール 119mail@city.sado.niigata.jp

◆古い消火器にご注意ください 老朽化消火器の破裂による 人身事故発生

平成21年9月15日に大阪市内で、消火器が破裂して小学生の男児が重体となる事故が発生しました。

消火器の耐用年数は設置環境にもよりますが、製造後約8年といわれています。消火器は、高圧ガスにより薬剤を放出する容器です。容器が錆びたり傷があると使用の際、破裂する危険がありますので、このような消火器がありましたら使用せず速やかに廃棄してください。

なお、消火器はゴミとして処分できないため販売店、または専門業者(消防設備業者等)にお問い合わせください。その他不明な点がありましたら消防署までご連絡ください。

お問い合わせ
市消防本部予防課 ☎51-0123
中央消防署 ☎51-0119
両津消防署 ☎27-3555
相川消防署 ☎74-3124
南佐渡消防署 ☎88-3119

※消防署では消火器の販売、処分等を行っていません。

